

平成二十年四月二十八日提出
質問第三三三二号

ネットカフェ難民に関する質問主意書

提出者
山井和則

ネットカフェ難民に関する質問主意書

一 ネットカフェ難民について国はどのように定義しているか。

二 ネットカフェ難民とは、これまで過ごしていた自宅（実家やアパート）や寮を諸般の事情（家賃の滞納や家庭の事情など）で退去し、二十四時間営業のインターネットカフェや漫画喫茶で夜を明かし、ワンコールワーカー等として生活を維持している若年者を指す言葉と言われているが、このような生活を送る者は、ホームレス自立支援法におけるホームレスの定義に入るのか。その理由もご説明いただきたい。

右質問する。